

令和6年度  
国営造成施設総合水利調整管理事業

千松ダム他水利権更新協議図書作成業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業千松ダム他水利権更新協議図書作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

#### 第1-2条

本業務は、国営農地開発事業藤沢地区の一級河川北上川水系二股川における水利使用（以下、「千松調整池」とする。）について、営農等の実態を踏まえた変更を行うため、協議に必要な資料を収集・整理・検討・作成するものである。

また、迫川上流地区荒砥沢発電所の安定発電期間の検討を行うものである。

### (場所)

#### 第1-3条

本業務において対象とする実施場所は、岩手県一関市藤沢地内他で別紙1-1、1-2「位置図」に示すとおりである。

### (土地の立ち入り等)

#### 第1-4条

作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

#### 第1-5条

予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査 基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

### (一般事項)

#### 第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有する者でなければならない。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(設計条件)

### 第2-1条

本業務における設計条件については次に示すとおりである。

#### ○千松調整池

受益面積（現行） 56.7ha（水田 0.9ha、普通畑 14.0ha、樹園地41.8ha）

計画基準年 昭和50年

関係河川 一級河川北上川水系二股川

取水量等（現行）

区 分	期 間	4月1日から 4月30日まで	5月1日から 9月10日まで	9月11日から 10月10日まで
	最大取水量(m <sup>3</sup> /s)		0.027	0.034

#### ○荒砥沢発電所

最大取水量 2.000m<sup>3</sup>/s

最大使用水量 2.000m<sup>3</sup>/s

常時使用水量 0.230m<sup>3</sup>/s

#### 【施設の概要】

荒砥沢ダム（既設利用）

##### 1) 堤体

形式 中心遮水ゾーン型ロックフィルダム

堤高 74.4m

堤頂長 413.7m

堤体積 3,048 千m<sup>3</sup>

総貯水量 12,954 千m<sup>3</sup>

有効貯水量 11,944 千m<sup>3</sup>

##### 2) 洪水吐

形式 オリフィス型流入式

設計洪水量 620 m<sup>3</sup>/s

越流水深 2.50m

##### 3) 取水設備

形式 取水塔（鋼製独立タワー）

最大取水量 9.746 m<sup>3</sup>/s

利用水深 33.3m

放流ゲート ジェットフローゲートφ500

圧力導水路（既設利用）（利水、発電兼用）

管種	鋼管（ステンレスラッド）	鋼管（SS）
管径	φ1,550	φ1,700
管厚	12mm	11～16mm
延長	16.35m	407.02m

水圧管路（既設利用）

管種 鋼管

管径 φ900

管厚 8～9 mm  
延長 106.32m

発電所（既設利用）

構造 鉄筋コンクリート、半地下式  
間口 11.8m  
奥行 12.9m  
高さ 7.35m

水車（既設利用）

形式 横軸単流フランシス水車  
出力 1,062kw  
台数 1台

発電機（既設利用）

形式 横軸回転界磁形三相交流同期発電機  
出力 1,100KVA  
台数 1台

放水路（既設利用）

構造 鉄筋コンクリート造  
主要寸法 内幅 3.70m×高さ 2.00～2.70m  
延長 14.900m

（参考図書）

第2-2条

参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	公共事業通信社	平成11年3月1日

（貸与資料等）

第2-3条

貸与資料は次のとおりである。

分類	番号	貸与資料	数量	備考
千松調整池関係	1	拓農創水（藤沢開拓事業誌）	1式	
	2	国営藤沢開拓建設事業_事業成績書（第1-1分冊）、（第1-2分冊）	1式	
	3	河川法第88条の規定に基づく届け出について（H8.8.22岩手県知事あて） （普通河川（通称大穴川）使用について（H7.3.28藤沢町長同意））	1式	当初協議
	4	一級河川北上川水系二股川に係る河川法第23条および第24条に関する同法第95条協議（H28.2.12岩手県知事同意） （国営藤沢開拓事業 千松調整池）	1式	最新協議書
荒砥沢発電所関係	5	先人達の想いを、未来につなぐ栗原の里（迫川上流事業誌）	1式	
	6	迫川上流（一期）荒砥沢ダム技術誌	1式	
	7	国営迫川上流農業水利事業_事業成績書	1式	
	8	迫川上流（二期）農業水利事業 事業成績書	1式	
	9	迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業 事業成績書	1式	
	10	北上川水系二迫川における水利使用に関する河川法第23条の2及び第24条に係る同法第95条の協議（荒砥沢発電所）	1式	登録制へ H27.9.25同意
	11	北上川水系二迫川における水利使用に関する河川法第23条の2及び第24条に係る同法第95条の協議（荒砥沢発電所）	1式	R3.8.10同意
	12	北上川水系二迫川における水利使用に関する河川法第23条の2の登録及び第24条に係る同法第95条の協議（荒砥沢発電所）	1式	協議中 (R5.2.2提出)

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第2-4条

第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙2-1、2-2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	作業数量	備考
<b>【千松調整池】</b>		
1. 既存資料把握	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 受益面積等の基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	1式	
4. 用水系統図等の作成	1式	
5. 用水量計算	1式	
6. 水収支計算	1式	
7. 千松調整池の確保容量計算	1式	
8. 点検取りまとめ	1式	
<b>【荒砥沢発電所】</b>		
1. 既存資料把握	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 安定発電期間の検討	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

#### 第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。  
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 受益面積等の基礎諸元整理及び転用位置図等の作成段階

第3回 用水量・水収支計算及び安定発電期間検討段階

最終回 成果物とりまとめ段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物全体の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業项目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

## 第7章 定めなき事項

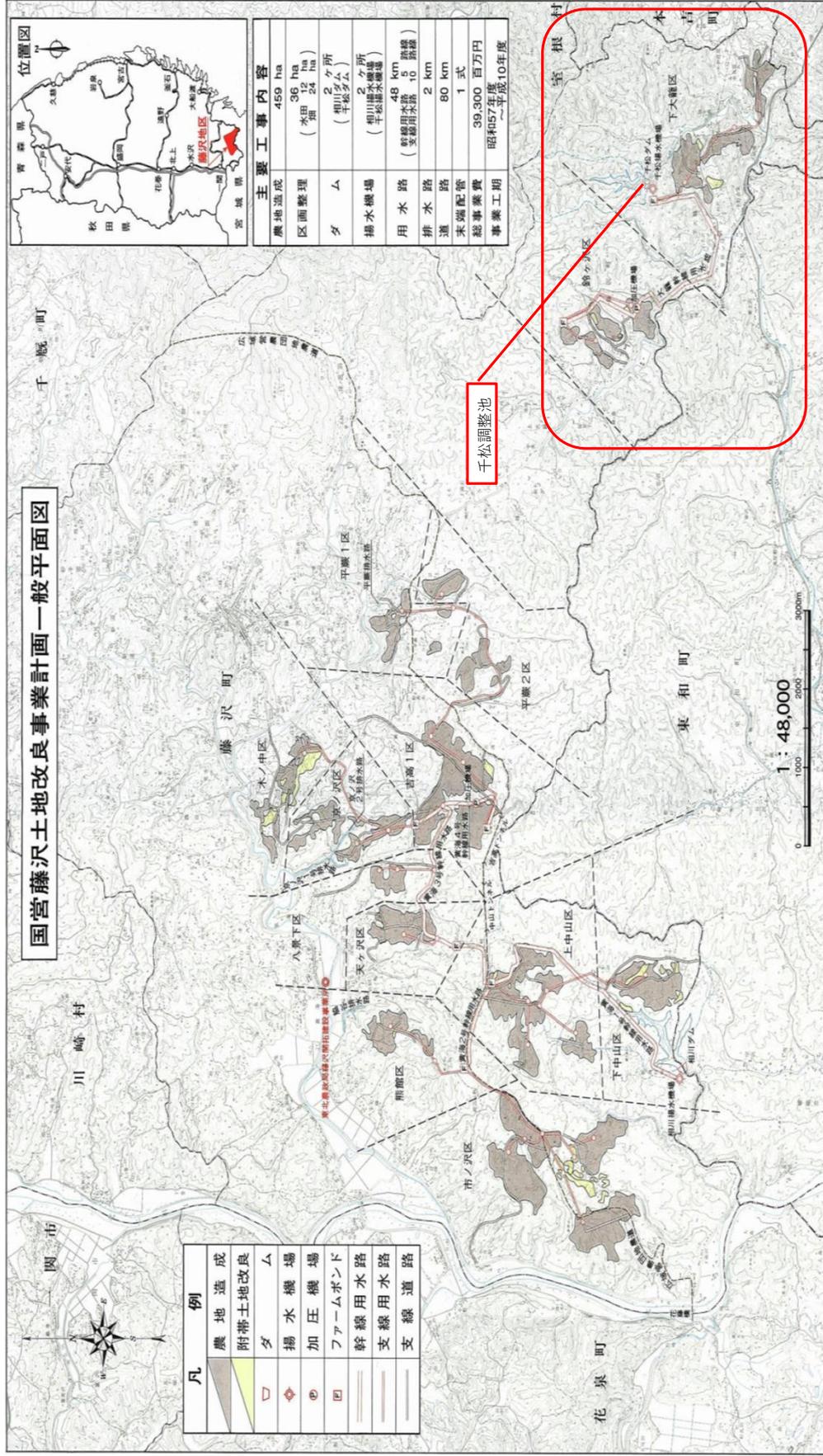
(定めなき事項)

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 国営造成施設総合水利調整管理事業  
千松ダム他水利権更新協議図書作成業務

【千松調整池】





別紙 2-1 作業項目内訳表

【千松調整池】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 既存資料把握	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○
2. 現地調査	地区内の用水系統を現地で確認するとともに、関係機関から受益面積及び水利用実態等に関する聞き取り調査及び資料収集し、整理する。	○
3. 受益面積等の基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	貸与資料、聞き取り調査及び資料収集結果に基づき転用面積及び受益面積（令和6年4月1日時点）の整理を行い、転用位置図を作成する。また転作率（稲転率）について至近5カ年の整理を行い、基礎諸元対比表を作成する。	○
4. 用水系統図等の作成	貸与する協議図書に添付されている図面について、業務結果を反映した図面修正を行う。 1) 計画一般平面図 (1:25,000) 2) 土壌タイプ図 (1:25,000) 3) 現況減水深タイプ図 (1:25,000) 4) 計画減水深タイプ図 (1:25,000) 5) 現況用水系統図 (1:25,000) 6) 計画用水系統図 (1:25,000) 7) 計画用水系統図模式図 (non-scale) 8) 転用部位置図 (1:25,000)	○
5. 用水量計算	3. の整理結果に基づき、水収支計算に必要な用水量計算を行う。	○
6. 水収支計算	貸与する協議図書を基に5. で求めた用水量計算結果により水収支計算（計画基準年（昭和50年））を行う。 なお、水収支計算プログラムは貸与する協議図書データを利用するものである。	○
7. 千松調整池の確保容量計算	変更水収支内容に基づき、千松調整池依存量を計算し、確保容量を算出する。	○
8. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

別紙 2 - 2 作業項目内訳表

【荒砥沢発電所】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 既存資料把握	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○
2. 現地調査	土地改良区から発電施設の状況及び利用実態等に関する聞き取り調査及び発電に関する荒砥沢ダム放流量等の資料収集し、整理する。	○
3. 安定発電期間の検討	貸与資料、2. 現地調査結果から、荒砥沢発電所の売電可能な安定発電期間を検討する。	○
4. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○